

岩手県告示第 31 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成 20 年 1 月 18 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 紫波インター線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
紫波郡紫波町北日詰字白旗 31 番 3 地先から桜町字浦田 18 番 1 地先まで	新	m 18.2～10.8	m 168.0
	旧	29.4～10.8	168.0

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 盛岡地方振興局土木部
- (2) 期間 平成 20 年 1 月 18 日から同年 2 月 18 日まで